

虐待防止および身体拘束等の適正化のために講ずる措置の概要

事業所の名称	介護24福生（従たる事業所：介護24福生・瑞穂st）
サービスの種類	・介護保険：指定訪問介護、第1号訪問事業（総合事業） ・障害福祉：居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援事業

当事業所では、ご利用者の人権の擁護および虐待の防止・身体拘束等の適正化のため、「高齢者虐待防止法」および「障害者虐待防止法」等の関係法令に基づき、以下の措置を講じています。

1. 講ずる措置の概要

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止および身体拘束等の適正化に関する責任者	(管理者 尼崎慎吾)
-------------------------	------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 通報・苦情受付・解決体制を整備しています。
- ④ 通報・相談・苦情に関する常設窓口として、相談担当者を設けている。
また、担当者不在の場合で事業所のだれもが対応可能なように管理対応シートを作成し、担当者に確実に引き継ぐ体制をしいています。
受付時間：月～土 9:00～18:00（※緊急時については運営規程の通り）
常設窓口：電話 042-513-0971 FAX 042-513-0972
担当者：虐待・身体拘束担当者・管理者
緊急連絡時：電話 042-513-0971（転送にて常時対応）
- ⑤ 「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」を設置し、組織的に防止策を推進します。
・委員会は、年2回以上開催し、必要に応じ委員長が招集し、臨時開催します。
・委員会は、虐待防止を啓発・普及するための研修計画の作成・職員のストレスマネジメント・苦情解決・チェックリストの集計・モニタリングと分析、発生後の検証と再発防止策の検討・事故対応の総括・他の施設との連携などを役割とします。
・委員長は、責任者が兼任（緊急時は次席が代行）し、委員会の統括と、虐待防止・身体拘束等適正化マネージャーの任命をします。
・マネージャーは、各職員のチェックリストの実施、倫理要綱等の浸透・研修の実施、ヒヤリハット事例の報告・分析などの事務を役割とします。
- ⑥ 身体拘束等の原則禁止と適正化
・サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行いません。
・やむを得ず身体拘束等を行う場合は、組織的に慎重に検討・判断し、緊急やむを得ない3要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たす理由、態様、時間、心身の状況等を詳細に記録し、本人・ご家族へ十分な説明と同意を得ます。

2 通報・苦情発生時の処理体制・手順

- ・通報、苦情または相談があった場合、相談担当者は、速やかにその状況を記録・把握し、必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、直ちに対応を決定する。
- ・対応内容に基づき、速やかに自治体（障害福祉課・介護保険課等）、関係機関（相談支援事業所・居宅介護支援事業所）へ連絡・報告します。
- ・同時に、利用者およびご家族へ対応結果や進捗状況を速やかに報告します。
- ・再発防止のために、モニタリングを行います

3 その他参考事項

事業所内のみで解決が困難な事案についても、区市町村の虐待防止窓口、障害者権利擁護センター、公的相談機関等と密接に連携し、利用者の立場に立った適切な対応を行います。

※ 本書面は、ご利用者様およびご家族様へ配布・説明し、周知を図るものです。

障がい者虐待の具体例

区分	内容	具体例
(1) 身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること	平手打ちにする、殴る、蹴る、叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどさせる、縛り付ける、閉じ込める、など
(2) 性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること	性的な行為や接触を強要する、障害者の前でわいせつな会話をする、わいせつな映像を見せる、など
(3) 心理的虐待	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、無視をする、など
(4) 放棄・放置	障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、(1)～(3)に掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること	食事や水分を与えない、入浴や着替えをさせない、排泄の介助をしない、掃除をしない、病気やけがをしても受診させない、第三者による虐待を放置する、など
(5) 経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること	年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さない、など

障害者虐待防止法では、「何人も障害者に対し、虐待をしてはならない」と広く虐待行為を禁止しています。

障害者虐待防止法の対象となる障害者

障害者虐待防止法の対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます。）、その他心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされています。障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

虐待者、被虐待者本人の「自覚」は問いません

虐待が発生している場合、虐待をしている人（虐待者）、虐待を受けている人（被虐待者）に自覚があるとは限りません。

虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、被虐待者が、自身の障害の特性から自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。

また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、被虐待者が無力感から諦めてしまっていることもあります。

虐待発見時の通報義務

障害者福祉施設従事者等に対しては、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとあり、通報が義務として定められています

障害者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障害者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

<身体的虐待のサイン>

- ☐ 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- ☐ 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- ☐ 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- ☐ 頭、顔、頭皮などに傷がある
- ☐ お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする
- ☐ 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- ☐ 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- ☐ 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- ☐ おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- ☐ 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

- ☐ 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- ☐ 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- ☐ 性器の痛み、かゆみを訴える
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする
- ☐ 周囲の人の体をさわるようになる
- ☐ 卑猥な言葉を発するようになる
- ☐ ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- ☐ 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- ☐ 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待のサイン>

- ☐ かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- ☐ 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- ☐ 身体を萎縮させる
- ☐ おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- ☐ 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- ☐ 自傷行為がみられる
- ☐ 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- ☐ 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄・放置のサイン>

- ☐ 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- ☐ 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ☐ ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- ☐ 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- ☐ 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- ☐ 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- ☐ 学校や職場に出てこない
- ☐ 支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

- ☐ 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- ☐ 日常生活に必要な金銭を渡されていない

- ☐ 年金や賃金はどう管理されているのか本人が知らない
- ☐ サービスの利用料や生活費の支払いができない
- ☐ 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- ☐ 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

【注】セルフネグレクト（自己による放任）について

セルフネグレクト（自己による放任）については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、関係機関と連携して対応をする必要があります。

<セルフネグレクトのサイン>

- ☐ 昼間でも雨戸が閉まっている
- ☐ 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
- ☐ ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- ☐ 郵便物がたまったまま放置されている
- ☐ 野良猫のたまり場になっている
- ☐ 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度がみられる

障がい者の虐待防止のために講ずる措置の概要（別紙）

当事業所以外に、都道府県、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

【都区市町村（保険者）の窓口】	各保険証をご確認ください
福生市役所 虐待防止センター 福生市本町5	電話番号 042-551-1511（代） 受付時間 9時～17時
青梅市役所 虐待防止センター 青梅市東青梅 1-11-1	電話番号 0428-22-1111（代） 受付時間 9時～17時
羽村市役所 虐待防止センター 羽村市緑ヶ丘 5-2-1	電話番号 042-555-1111（代） 受付時間 9時～17時
あきる野市役所 虐待防止センター あきる野市二宮 350	電話番号 070-4197-0506 受付時間 9時～17時
昭島市役所 虐待防止センター 昭島市田中町 1-17-1	電話番号 042-519-4448 受付時間 9時～17時
瑞穂町役場 虐待防止センター 西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 2335	電話番号 042-557-0574 受付時間 9時～17時
日の出町役場 虐待防止センター 西多摩郡日の出町平井 2780	電話番号 042-597-0511 受付時間 9時～17時
立川市役所 虐待防止センター 立川市泉町 1156-9	電話番号 042-524-5773 受付時間 9時～17時
大田区役所 虐待防止センター 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号	電話番号 03-6303-8819 受付時間 9時～17時
武蔵村山市役所 虐待防止センター 武蔵村山市学園四丁目 5 番地の 1	電話番号 042-590-1185 受付時間 9時～17時
所沢市役所 虐待防止センター 所沢市並木一丁目 1 番地の 1	電話番号 04-2998-9223 受付時間 9時～17時
（障害者虐待防止関係） 東京都障害者権利擁護センター 東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課	電話番号 03-5320-4223（直） 受付時間 9時～17時